

目 次

				府中
(10)元禄11年3月「泉州泉郡府中村寺社改帳」				
(11)元文4年2月18日「(府中惣社明神境内除地由緒書)」				
(12)宝暦14年6月「乍恐書付を以御願奉申上候」				
(13)天保14年8月「和泉国泉郡府中村寺社御改帳」				
和泉市教育長	藤原 明			
和泉市史編さん委員	塚田 孝			
2	1			
△府中▽				
池上				
(1)延宝3年10月29日「片桐主膳正領分寺院本末宗旨改帳」				
豊中村・池上村・黒鳥(坊)村・肥子村				
(2)貞享2年7月「泉州泉郡之内片桐主膳正領分寺社改帳」				
豊中村・池上村・黒鳥(坊)村・肥子村				
(3)元禄4年3月18日「泉州泉郡池上村寺社御改帳」				
(4)享保4年8月「池上村寺社境内池絵図」				
24 23 21 20 18	16 10	7	7	
△池田▽				
坂本新田 (東阪本)				
(14)延享4年10月「寺社帳」				
(15)天保10年11月「泉州泉郡坂本新田寺社書上帳」				
池田下				
(16)元禄4年3月「御吟味二付書付を以申上ル覺」				
(17)寛政元年11月「一橋御役所分寺社御糺之節書上候控」				
(18)天保10年11月「泉州泉郡池田下村寺社書上帳」				
和田				
(19)元文4年4月「寺社方指出覚帳」				
(20)宝暦13年10月「寺社方指出覚帳」				
(21)寛政3年5月「寺社方指出覚帳」				
国分				
(22)元治元年「和泉国泉郡国分村寺社差出帳面」				
51	49 48 46	43 38 34	33 33	27 26 26 25

△松尾▽

若桺

(23) 寛政7年「若桺村寺社帳面写」

53

2 領知ごとの寺社改帳

▲岩槻藩領（松平家）▼

(24) 元禄4年6月「泉州泉・南郡之内松平伊賀守領分寺社改帳」

54

府中村・井口村・和氣村・高月村・小田村・王子村・王子ノ内
穢多村・信太 大明神・蔭涼寺・原作明神・大町村・忠岡村・下
馬瀬村・北出村・一条院村・黒鳥(上)村・下条大津村・宇多大津村・
磯上村・吉井村・中井村・荒木村・下池田村・箕土路村・池尻村・
小松里村・西大路村・東大路村

▲岩槻藩領（小笠原家）▼

(25) 元禄11年3月「泉州泉郡・南郡御領分寺社改帳」

79

府中村・井口村・和氣村・高月村・小田村・王子村・南王子村・
信太 大明神・蔭涼寺・原作明神・大町村・忠岡村・下馬瀬村・
北出村・一条院村・黒鳥(上)村・下条大津村・宇多大津村・磯
上村・吉井村・中井村・荒木村・下池田村・箕土路村・池尻村・
小松里村・西大路村・東大路村

▲閑宿藩領（牧野家）▼

(26) 元禄4年10月「泉州大鳥郡・泉郡之内牧野備後守領分寺社改帳」

下条大津村

東村・小坂村・平井村・植葉新田村・伏尾新田村・東山新田村・

和田村・梅村・野々井村・檜尾村・上村・下別所村・上別所村・
下宮村・小野田村・九鬼村・国分村・平井村・黒石村・納花村・
鍛冶屋村・三林村・和田村・室堂村・唐国村・内田村・松尾寺村・
春木村・久井村

100

▲閑宿藩領（久世家）▼

(27) 文化15年正月「泉州大鳥郡・泉郡之内久世長門守領分寺社改帳」

125

東村・小坂村・平井村・植葉新田村・伏尾新田村・東山新田村・
和田村・梅村・野々井村・檜尾村・上村・下別所村・上別所村・
下宮村・小野田村・九鬼村・国分村・平井村・黒石村・納花村・
鍛冶屋村・三林村・和田村・室堂村・唐国村・内田村・松尾寺村・
春木村・久井村

▲小泉藩領（片桐家）▼

(28) 元文4年7月25日「泉州泉郡之内片桐石見守領分寺社改帳」

149

豊中村・豊中村之内宮村・池上村・黒鳥(坊)村・肥子村・
豊中村・豊中村之内宮村・池上村・黒鳥(坊)村・肥子村・北出村・
下条大津村

▲清水家領▼

(30) 寛政年中 「(清水家領知寺社改帳)」

仏並村・仏並村之内枝郷小川村・同大畠村・坪井村・父鬼村
三林村

3 国・郡の寺社覚と寺院組合

(31) 延享3年 「泉州泉郡・大鳥郡寺社帳」

※堺市中および大鳥郡の記載は省略した。

(32) 文政13年3月 「寺院組合書上帳」

(33) 天保14年 「泉州泉郡寺社覚」

※全五分冊(堺市中・大鳥郡・泉郡・南郡・日根郡)のうち泉郡のみ掲載。183

4 堀奉行による寺社方支配

(34) 享保4年 「泉州堀寺社方手鑑」

泉州の「寺社改帳」
《解説》

山下 聰一

200

史料所蔵者・所蔵・管理機関・編集協力者一覧

- ・江(え)、茂(も)、与(と)、者(は)は、平仮名に改めた。ただし、
(29) 寛政13年 「泉州泉郡之内片桐石見守領分寺社改帳」は、原本
が確認できなかつたため、刊行されている史料集の文字にしたが
い、適宜句読点や注記を付した。
- ・△(より)は表記のまま示した。
- ・破損・虫損は、「□」、「□□」、「（）」などと表記した。
- ・判読が困難な場合は■とした。
- ・訂正が加わっている場合は、□□などと表記した。ただし煩雑と
なるために省略した場合もある。
- ・掲載史料のなかには、当時の身分に基づく名称・呼称がみえるが、
当該社会を科学的に研究し、正しく理解を深めるために、あえて
原文のまま掲載している。

258

161

【凡例】

・1 村ごとの寺社改帳、2 領知ごとの寺社改帳では、寺社改帳
を集め収録した。3 国・郡の寺社覚と寺院組合には、寺社改帳
そのものではないが、それぞれの時期の寺社が網羅的に記されて
おり、参考のため収録した。4 堀奉行による寺社方支配には、
寺社改を実施した堀奉行の記録を収録した。

・原則的に史料の書式にしたがつて掲載した。ただし、意味内容に
よつて句読点を補つている。

・旧字体・異体字は、固有名詞・人物名を除き、概ね常用漢字を用
いた。
・江(え)、茂(も)、与(と)、者(は)は、平仮名に改めた。ただし、
(29) 寛政13年 「泉州泉郡之内片桐石見守領分寺社改帳」は、原本
が確認できなかつたため、刊行されている史料集の文字にしたが
い、適宜句読点や注記を付した。

・△(より)

は表記のまま示した。

・破損・虫損は、「□」、「□□」、「（）」などと表記した。

・判読が困難な場合は■とした。

・訂正が加わっている場合は、□□などと表記した。ただし煩雑と
なるために省略した場合もある。

・掲載史料のなかには、当時の身分に基づく名称・呼称がみえるが、
当該社会を科学的に研究し、正しく理解を深めるために、あえて
原文のまま掲載している。